

# 社会保険 やまがた

Shakaihoken Yamagata

○山形事務センターと宮城事務センターは統合されました

○本誌をメール配信します

## TOPICS

### ● 日本年金機構

- 届書の「仙台広域事務センター」へ直接郵送のお願い
- ねんきん月間のお知らせ
- 「扶養親族等申告書」の送付について
- 社会保険料控除証明書発行のお知らせ
- 定例年金相談日程

### ● 協会けんぽ

- 協会けんぽの健康保険の給付について

### ● 社会保険協会

- 保養施設利用のご案内
- 「社会保険やまがた」メール配信のご案内
- 人間ドッグの受診費用助成のお知らせ
- ポウリング大会のご案内(寒河江支部)

職場内で回覧しましょう。



たかっき、はたっき 写真提供/高島町





## 届書は、「仙台広域事務センター」へ直接郵送をお願いします！

一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、平成27年11月1日に「仙台広域事務センター」が新設されました。（「山形事務センター」は廃止）今後、**届書は、下記「仙台広域事務センター」へ郵送願います。**

お客様からいただいた届書の事務処理は、「仙台広域事務センター」で一括して行っており、年金事務所へ提出いただいた届書についても「仙台広域事務センター」へ回送して処理を行っています。

そのため、「仙台広域事務センター」へ直接郵送していただくと、**年金事務所に提出していただくより早く処理を行うことができます。**

### 【届書郵送先】

〒980-8461  
仙台市青葉区中央4-6-1  
住友生命仙台中央ビル18階  
日本年金機構  
仙台広域事務センター



11月は

## ねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？

この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

11月30日は  
年金の日

公的年金は、老後の支えとしての役割だけでなく、若い時に障害を負ってしまった場合や、家計の支え手を亡くした場合にも、もらうこと（障害年金、遺族年金）ができます。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまなイベントを企画しています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？ イベントの詳細内容・日程は、ホームページをご覧ください。

●日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

### 「ねんきん月間」の取組内容

- 市区町村役場、大学、老人ホーム、駅、商業施設など、全国各地のさまざまな場所で、年金事務所職員などによる出張年金相談を行います。
- 大学や高校などで、学生向け年金セミナーを実施します。
- 「わたしと年金」エッセイの優秀作品を発表します。（日本年金機構ホームページ上）
- 国民年金保険料の納付案内を積極的に実施します。



### ⚠️ 年金保険料、納めていますか？

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります！ 保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または減額される制度があります。

この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いいたします。

## 年金受給者のための 扶養親族等申告書をお送りします。

老齢年金は、所得税法により雑所得として所得税がかかります。また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保する特別措置法により復興特別所得税がかかります。扶養親族等申告書は、老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。（障害年金、遺族年金には税金はかかりません。）

- 老齢年金の年金額が、108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上）の方に「扶養親族等申告書」をお送りします。
- 控除対象配偶者や扶養親族となる方がいなくても、受給者本人にかかる基礎控除を受けることができますので、送られた「扶養親族等申告書（ハガキ）」は必ずご提出ください。
- 「扶養親族等申告書」が2枚以上送付されている方は、それぞれご提出が必要です。ご提出先は、各支払者（各共済組合・日本年金機構）となります。

※「扶養親族等申告書」のご提出期限は  
平成27年12月1日です。

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

- 国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。
- この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、**「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」**が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。
- なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている「ねんきん定期便」ねんきんネット等専用ダイヤルにお問い合わせください。

### 必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。

最低賃金は暮らしの支えです

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

山形県最低賃金**696円**(時間額)

【発効日】平成27年10月16日

パートやアルバイトなどの雇用形態にも適用されます!

※最低賃金に関するお問い合わせは山形労働局または最寄りの労働基準監督署へ。

これまでの最低賃金680円から  
**16円アップ↑↑**

## 県内年金事務所のお問い合わせ先および定例年金相談日程

12月・1月

山形	山形市役所 市民課国民年金相談コーナー 毎週木曜日9:30～16:00(受付15:30まで)				
寒河江 寒河江市西根石川西345-1 TEL.0237-84-2551	村山市商工会2階会議室	《予約制》	12月11日(金)	1月8日(金)	10:00～15:00
	東根市役所	《予約制》	12月18日(金)	1月15日(金)	10:00～15:00
新庄 新庄市五日町字宮内225-2 TEL.0233-22-2050	大石田町役場	《予約制》	12月1日(火)	1月5日(火)	10:00～15:00
	最上町役場	《予約制》	12月8日(火)		10:00～15:00
	尾花沢市役所	《予約制》	12月16日(水)	1月20日(水)	10:00～15:00
鶴岡 鶴岡市錦町21-12 TEL.0235-23-5040	街角の年金相談センター酒田(酒田年金相談センター) 毎週(月)～(金) 8:30～17:15 ※年金相談のみの受付となります。				
米沢 米沢市金池5-4-8 TEL.0238-22-4220	長井市交流センターふらり(旧勤労センター)	《予約制》	12月2日(水)	1月6日(水)	9:30～12:30
	飯豊町役場	《予約制》	1月13日(水)		9:30～12:30
	小国町役場	《予約制》	12月16日(水)	1月20日(水)	10:30～14:00
	白鷹町中央公民館	《予約制》	12月24日(木)	1月27日(水)	10:00～12:30

年金事務所の週末相談と時間延長のお知らせ

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

■ 週末相談(9:30～16:00)

■ 時間延長(～19:00まで)

### ※ 定例年金相談の予約申し込み方法等について

年金手帳・年金証書をお手元にご準備のうえ、電話で予約申し込みください。予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合があります。電話での自動音声案内に従い「9」を選択後「5」を選択し、年金相談の予約である旨、職員にお伝えください。予約当日は、基礎年金番号のわかる書類、身分証明書をご持参願います。代理の方はご本人からの委任状が必要になります。

●県内年金事務所の窓口においても予約による年金相談を実施しております。詳しくは各年金事務所へお問い合わせください。

### お問い合わせ・お申込み

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <http://www.nenkin.go.jp/>



ご確認ください!

# 協会けんぽの健康保険の給付

## 病気やけがをしたとき

### ●療養の給付

病気やけがの時は、健康保険を扱っている病院・診療所(保険医療機関)の窓口で保険証を提示すれば、その病気やけがが治るまで必要な医療を受けることができます(ただし、工作中又は通勤途中のけがは除きます)。この時、下表のとおりかかった医療費の定率を一部負担金・自己負担額として支払います。

義務教育就学前	義務教育就学後 70歳未満	70歳以上	
		現役並み所得者	その他
2割負担	3割負担	3割負担	2割負担※



※昭和19年4月1日以前生まれの方(平成26年3月末日までに70歳に達した方)は1割負担。

### ●療養費

やむを得ず保険証を提示できなかった等の理由により自費で診療を受けたときや海外で治療を受けたとき、医師の指示により治療用装具を装着したときなどに、患者負担割合相当額を差し引いた額が払い戻されます。

### ●傷病手当金

被保険者が病気やけがのために、仕事に就けない日が連続して4日以上続き、その期間給料が支給されなかったときに、4日目から最長で1年6か月の範囲で傷病手当金が支給されます(ただし、工作中又は通勤途中のけがは除きます)。

#### 支給額

休業1日につき標準報酬日額の2/3。ただし、給料の一部などが支給されているときにはその差額が支給されます。

## 出産したとき



### ●出産手当金

被保険者が出産のために仕事を休み、その期間給料が支給されなかったときは、出産(予定)日以前42日(多胎妊娠は98日)から出産日後56日までの間、出産手当金が支給されます。

#### 支給額

休業1日につき標準報酬日額の2/3。ただし、給料の一部などが支給されているときにはその差額が支給されます。

### ●出産育児一時金

出産をしたときに出産育児一時金として1児につき42万円が支給されます。(産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したとき等に限りです。それ以外は40.4万円となります。)出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるよう、保険者(協会けんぽ)から出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み(直接支制度)もごさいます。

※出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であったときには、その差額分を出産後、保険者(協会けんぽ)に請求いただくことで差額分が支給されます。

健康保険は、被保険者とその家族(被扶養者)の病気やけが、  
出産や死亡について保険給付を行っています。



## ●高額療養費

病院・診療所(保険医療機関)の窓口で支払った自己負担額が一定額を超えると、その超えた額が払い戻されます。その一定額を「自己負担限度額」といい、次の表の通りになります。

### 【70歳未満の方の自己負担限度額(1月あたり)】

所得区分	月単位の上限額(自己負担限度額)
標準報酬月額 83万円以上(区分ア)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【多数該当:140,100円】
標準報酬月額 53～79万円(区分イ)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【多数該当:93,000円】
標準報酬月額 28～50万円(区分ウ)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【多数該当:44,400円】
標準報酬月額 26万円以下(区分エ)	57,600円 【多数該当:44,400円】
低所得者【住民税非課税】(区分オ)	35,400円 【多数該当:24,600円】

### 【70～74歳の方の自己負担限度額(1月あたり)】

所得区分		月単位の上限額(自己負担限度額)	
		外来(個人ごと)	世帯単位(入院を含む)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【多数該当:44,400円】
一般	標準報酬月額 26万円以下	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ(住民税非課税)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(年金収入80万円以下)		15,000円

※多数該当とは、直近1年間に3回以上、高額療養費の支給もしくは限度額適用認定証の適用を受けている方が該当。

### 「限度額適用認定証」の事前申請により、入院や外来診療での窓口負担が軽減されます。

70歳未満の方で医療費が高額になる見込みのある方は、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口へ提示することで、窓口で支払う負担が月単位で自己負担限度額までとなります。従来の入院に加えて、平成24年4月からは外来診療でも「限度額適用認定証」をご使用いただけます。

## 死亡したとき

### ●埋葬料(費)

死亡したときには埋葬料(費)が支給されます。支給金額は、原則5万円となります。

※75歳以上の方は、後期高齢者医療広域連合またはお住まいの市町村役場へ申請してください。

### お問い合わせ・お申込み

全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部

〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5階 TEL 023-629-7225 (代)

協会けんぽ

検索

URL <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 温泉でゆっくりのんびり家族保養を

山形県社会保険協会では、皆さまのリフレッシュ、ご家族との保養のために、「宿泊」と「日帰り」で当協会が契約している施設を利用される場合に補助を行っております。今年度まだ申込みいただけない方は、これからの行楽や年末年始の保養などに利用されてはいかがでしょうか。ご利用期間は平成28年2月29日（月）までです。



**宿泊の場合は…** 補助額 【被保険者】・・・ お一人 2,000円  
 【小学生以上の被扶養者】・・・ お一人 1,000円

### 申込み方法

**予約**

◎直接予約をとってください。

**申込み**

◎申込書に、**保険証のコピーを添付**して提出してください。

**審査**

◎申込書の内容と添付書類を確認いたします。

**交付**

◎指定された住所に郵送します。(宿泊施設へ提出してください)

※郵送まで約1週間が目安です。

**利用資格：**山形県社会保険協会年会費を納めている事業所に勤務する被保険者とその被扶養者（小学生以上）で、家族の保養に限ります。(団体および職場の懇親会などには交付できません)

**日帰りの場合は…** 補助額 【被保険者】・・・ お一人 500円

**申込み方法** 山形県社会保険協会会員の事業所ごとにお申し込みください。事業所の被保険者人数に応じた発行上限枚数があります。(※被保険者数を超えた申込はお受けできません)  
 申込み締切日 平成27年12月25日（金）

事業所規模 (被保険者数)	発行上限枚数
1～30人	5枚まで
31～50人	7枚まで
51～100人	10枚まで
101～300人	20枚まで
301～500人	30枚まで
501～800人	40枚まで
801～1,000人	50枚まで
1,001人以上	60枚まで



それぞれの利用いただける契約施設は、6月末に送付しました「協会事業のご案内」か、当協会のホームページでご確認をお願いします。

**利用期間／平成28年2月29日(月)まで**

※お問い合わせ・お申込みは、7ページ下記までお願いします▶

## 本誌「社会保険やまがた」をメール配信いたします

社会保険協会事業の最新情報や、日本年金機構(県内の年金事務所)と、全国健康保険協会山形支部(協会けんぽ)から社会保険制度の改正、事務手続きの情報などに関するタイムリーなお知らせ(本誌)を、会員事業所様に郵送しておりますが、平成28年1-2月号より、希望される事業所様に、メールでも配信いたします。



### 申込方法

当協会ホームページにアクセスし、メールマガジン登録申込フォームに必要事項を入力してください。ご登録いただいたメールアドレスに配信いたします。



左記のQRコードからもメルマガ登録ができます

## 人間ドックの費用を助成しています！ (27年度からPET検査や脳ドックも加わりました)

健康で楽しい毎日を過ごすための一つとして、定期的に健康診断を受けて体のチェックをすることが大切です。また、詳細な健診として人間ドックやPET検査、脳ドックを受けられる方も多くなってきています。

人間ドック等の費用は、一般の健康診断費用よりも高額になっています。

社会保険協会では、人間ドック等を受けることにより、疾病の予防や早期発見等、皆さまの健康生活を応援するために、費用の一部(2,000円)を助成しております。

今年度この制度を利用して人間ドックを受けられた方は現在までで約160名様となっております。これから受けられる方、また、すでに受け終わった方も下記に該当すれば、助成の対象になりますので、ぜひご利用ください。

### 対象者

- 社会保険協会加入会員の被保険者及び被扶養者(27年度会費納入済会員)
- 人間ドック等を受診される方の自己負担額が2,000円以上
- 事業所内の被保険者数の1/2以内の人数で一事業所25名様まで



※申込み方法等については、ホームページをご覧ください。下記の間合せ先にご連絡ください。

### 寒河江支部からのお知らせ

## ボウリング大会のご案内

皆様の健康づくりの一環としてボウリング大会を下記のとおり行います。社会保険協会寒河江支部会員事業所の被保険者の皆様のご参加を募集いたします。日ごろの運動不足の解消にもいかがでしょうか。

**日時** 平成28年1月17日(日)  
午前8時50分(現地集合)

先着80名で締切いたします。

**会場** 空港ターミナルボウル(東根市神町)

TEL0237-47-1611

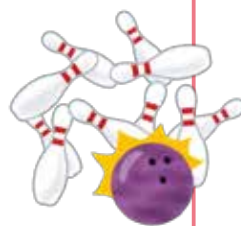
**参加資格** 山形県社会保険協会寒河江支部の  
会員事業所の被保険者

(ただし1社8名まで)

**試合** 一人2ゲームの個人戦  
(年齢等によるハンデキャップあり)

**参加費** 一人 300円  
(当日、会場にて申し受けます)

※貸靴代は各自負担となります。



※お問い合わせ・お申込みは、下記をご覧ください

宿泊費用の補助、人間ドックの助成、ボウリング大会の申込書は、山形県社会保険協会のホームページからダウンロードしていただくか、当協会までお問い合わせください。申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお送りください。

### お問い合わせ・お申込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

山形県社会保険協会

検索

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114 URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



## カリフラワーと小松菜のクリーム煮

カリフラワーは淡色野菜の中でビタミンC含有量がトップクラス。美肌効果におすすめです。鉄分たっぷりの小松菜も入ったクリーム煮は、寒い時期にぴったりのメニューです。



### 材料 [4人分]

◎1人当たりおよそ230kcal

カリフラワー…… 400g	A
小松菜 …………… 1束	コンソメスープの素
玉ねぎ …………… 1/2個	…………… 大さじ1
厚切りベーコン … 70g	牛乳 …………… 300ml
バター …………… 30g	水 …………… 300ml
小麦粉 …………… 大さじ3	
塩、こしょう …… 各少々	

### 作り方

- ①カリフラワーは小房に分ける。
- ②玉ねぎは薄切り、ベーコンは1cm幅に切る。
- ③小松菜は塩を加えた熱湯でさっとゆでて、冷水にとって絞り、4cmの長さに切る。
- ④鍋にバターを溶かし、②を入れて炒め、しんなりしたら小麦粉を振り入れて粉っぽさがなくなるまで炒める。
- ⑤④にAを混ぜ、①を加えてとろみがつくまで煮る。小松菜を加え混ぜて、塩、こしょうで味を調える。

## 山形県年金 ポスターコンクール 入賞作品

日本年金機構では、公的年金制度が「世代と世代の支え合い」という基本理念により成り立っていることを、次世代を担う中学生・高校生に関心をもってもらうことを目的に、毎年ポスターコンクールを行っています。今年は7回目となり、先日審査会が開かれ、多数の応募のなかから受賞者が決定いたしました。受賞作品を紹介いたします。おめでとうございます。



### 最優秀賞

山形市立第十中学校 橋本 瑛実さん



### 山形県社会保険協会長賞

山形市立第十中学校 東 鈴歌さん

